事 務 連 絡 令和2年6月29日

地 方 厚 生 (支) 局 医 療 課都道府県民生主管部(局)

国民健康保険主管課(部) 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部) 御中

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に関する小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費 の臨時的な取扱いについての一部改正について

新型コロナウイルス感染症に関して小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の 臨時的な取扱いをお願いしていたところですが、今後再度感染が拡大する可能性 があるものの、先月緊急事態宣言が解除された現状を踏まえ、臨時的な取扱いを 終了することとします。

なお、周知期間を考慮し、下記のとおり、臨時的な取扱いは、令和2年7月末までとすることとするので、関係者に対し周知を図られますよう御協力をお願いします。

記

「新型コロナウイルス感染症に関する小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の臨時的な取扱いについて」(令和2年3月17日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡)中、「令和2年6月末」を「令和2年7月末」と改めるものとする。

〇新型コロナウイルス感染症に関する小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の臨時的な取扱いについて(令和2年3月17日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡)

読み替え後

読み替え前

新型コロナウイルス感染症に関する小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養 費の臨時的な取扱いについて

小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費については、「小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給について」(平成18年3月15日保発第0315001号)及び「小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給における留意事項について」(平成18年3月15日保医発第0315001号)(以下、両通知を合わせて「通知」という。)により取り扱っているところですが、今般、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」(令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)において「感染防止の観点から、極力、医療機関を受診しなくてもよい体制をあらかじめ構築する」とされたことを踏まえ、下記のとおり取り扱うこととするので、関係者に対し周知を図られますよう御協力をお願いします。

記

小児弱視等の治療用眼鏡等による治療を行う場合の療養費の支給対象は、通知により9歳未満の小児とされているが、令和2年2月25日から<u>令和2年7月末</u>までに9歳となる者が保険医の診察及び検査並びに治療用眼鏡等の作成指示を<u>令和2年7月末</u>までに受けた場合は、通知による支給対象年齢にかかわらず、療養費の支給対象とすることは差し支えない。

なお、この取扱いは、新型コロナウイルス感染症の発生という事態を踏まえた 臨時的なものであることから、この取扱いを含め、引き続き関係通知等を遵守し 療養費支給の適正化に努めるものであること。 新型コロナウイルス感染症に関する小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養 費の臨時的な取扱いについて

小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費については、「小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給について」(平成18年3月15日保発第0315001号)及び「小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給における留意事項について」(平成18年3月15日保医発第0315001号)(以下、両通知を合わせて「通知」という。)により取り扱っているところですが、今般、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」(令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)において「感染防止の観点から、極力、医療機関を受診しなくてもよい体制をあらかじめ構築する」とされたことを踏まえ、下記のとおり取り扱うこととするので、関係者に対し周知を図られますよう御協力をお願いします。

記

小児弱視等の治療用眼鏡等による治療を行う場合の療養費の支給対象は、通知により9歳未満の小児とされているが、令和2年2月25日から<u>令和2年6月末</u>までに9歳となる者が保険医の診察及び検査並びに治療用眼鏡等の作成指示を<u>令和2年6月末</u>までに受けた場合は、通知による支給対象年齢にかかわらず、療養費の支給対象とすることは差し支えない。

なお、この取扱いは、新型コロナウイルス感染症の発生という事態を踏まえた 臨時的なものであることから、この取扱いを含め、引き続き関係通知等を遵守し 療養費支給の適正化に努めるものであること。